

## 第1 審査会の結論

審査請求の対象となった本件公文書について、実施機関が行った一部開示決定は妥当である。

## 第2 審査請求及び諮問の経緯

### 1 公文書開示請求

審査請求人は、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき鳴門市長（以下「実施機関」という。）に対して、令和4年9月8日に下記の文書について開示請求を行った。

件名：これまでに開示された図面の再請求をします

図面番号150-0018 溶融炉～二次燃焼室間 排ガスダクト（平成18年10月付け）

図面番号0004 溶融炉～水砕装置間組立図（平成16年12月付け）

### 2 実施機関の決定

実施機関は、令和4年9月26日、図面番号0004 溶融炉～水砕装置間組立図（平成16年12月付け）については「鳴門市情報公開条例第7条第2号に該当 個人の印影は、当該個人の権利を害するおそれがあるため」との理由で、図面番号150-0018 溶融炉～二次燃焼室間 排ガスダクト（平成18年10月付け）については「竣工図面により提出されていないことから、不存在」との理由で一部開示決定を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和4年10月11日付けで、審査請求人は本件一部開示決定を不服として行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して「本件処分は不当である。」として審査請求を行った。

### 4 諮問

令和4年12月26日、実施機関は鳴門市情報公開・個人情報保護審査会（以

下「当審査会」という。) に対して、当該審査請求について諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件一部開示決定を取り消し、全部開示決定を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

今回開示請求した図面番号150-0018 溶融炉～二次燃焼室間 排ガスダクトの図面は、再燃焼ゾーンにあたる図面であり、この図面が不存在とすると、今までに市が主張してきた再燃焼ゾーンの主張は根拠のない説明となる。

そもそも、契約書の発注仕様書には完成図書の提出が記載されている。なぜ三機工業株式会社が図面を提出せず、鳴門市も提出を求めないのか理由の明示を求める。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び意見聴取を要約すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

開示請求文書の図面番号150-0018 溶融炉～二次焼却室間 排ガスダクト（平成18年10月付け）について、三機工業株式会社から完成図書として提出された竣工図面をすべて確認したが、当該図面は竣工図に含まれていない。よって、本件に関してこれ以上開示できる文書が存在しない。

審査請求人から提供のあった当該図面を見ると、当該図面は、斜め煙道から二次燃焼室下部までの部分の詳細な図面であるようだが、竣工図としては、排ガスダクトを製作する際に必要な図面ではなく、経路図として提出されるのが一般的であると受注者より聞いており、市が当該図面を必ずしも受領しなければならないものではないと認識している。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件対象公文書について

審査請求人は、審査請求の趣旨として、再燃焼ゾーンの図面にあたる図面番号150-0018を不存在とし、受領していないとすると三機工業株式会社は契約書記載事項の不履行であり、なぜ市は契約書通りの図面の提出を求めないのか、理由の説明を求めている。

審査請求人は、全部開示決定を求めているが、図面番号0004の部分開示については特段異議を申し立てていない。

そこで、当審査会としては、本件対象公文書、図面番号150-0018が不存在であることの妥当性について審査する。

### 2 本件対象公文書が不存在であることの妥当性について

審査請求人が開示を求めている図面番号150-0018が存在しない理由について、実施機関の説明に特段不合理な点は認められず、本件対象公文書が不存在であることを理由に一部開示とした実施機関の決定は妥当であると認められる。

### 3 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
令和4年12月26日	諮問書の受理
令和5年 1月13日	実施機関理由説明書の受理
2月 1日	審査請求人意見書の受理
3月 8日	・実施機関による理由説明の聴取 ・審査請求人による口頭意見陳述 ・審議
5月22日	・審議
6月27日	・答申